

2026年2月26日
 株式会社レクメド
 代表取締役社長 松本 正
 問合せ先 管理部 042-732-2207
 証券コード 529A
<https://www.reqmed.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、“バイオ産業の英知を共有し、世界の人々の健康と豊かな暮らしに貢献すること”を企業理念として、新規の医薬品の開発を自ら直接行い、あるいはコンサルティングといった形で新薬の開発を間接的にサポートしております。この目的の達成を目指して事業活動を行っていくにあたっては、経営の透明性、客観性を高めることを通じて企業価値の向上を図ることが経営の最重要課題と考え、以下のとおり様々な施策を通じてコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松本 正	722,500	10.58
王子ホールディングス株式会社	625,000	9.15
帝國製薬株式会社	625,000	9.15
サイバニクス・エクセレンス・ジャパン 1号 投資事業有限責任組合	490,500	7.18
株式会社サノ	415,500	6.09
オリックス株式会社	355,000	5.20
新生響きブリッジ投資事業有限責任組合	290,000	4.25
TNP スレズオブライイト投資事業有限責任組 合	267,000	3.91
株式会社 EXIT Solutions	265,000	3.88
Yokohama Next 投資事業有限責任組合	250,000	3.66
支配株主（親会社を除く）名	—	

親会社名	(なし)
------	------

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
岩崎 俊男	他の会社の出身者												
渡部 珠雄	他の会社の出身者												
石川 稿太郎	他の会社の出身者							○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩崎 俊男		岩崎 俊男氏は 2011 年 6 月より当社監査役を務め、2017 年 6 月より当社取締役を務めております。	長年にわたり多くの企業経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識を当社の経営に反映して頂くため、社外取締役として選任しております。
渡部 珠雄	○	特記すべき事項はありません。	製薬企業における豊富な事業開発の経験、その経歴を通じて培った製薬業界における知識・見識をもっていることから、当社の重要事項の決定や業務執行を監督するのに適した人物であると判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社が定める独立役員の基準を満たしていると判断しております。
石川 稿太郎		石川稿太郎氏は、王子ファーマ株式会社の代表取締役社長であり、王子ファーマ株式会社は、当社の大株主である王子ホールディングス株式会社のグループ会社であります。	当社の主要な臨床開発パイプラインであるペントサンに関して、製造技術の開発を行い複数の関連特許を国内外で取得しており、さらに動物用関節治療薬の臨床研究や大学やクリニックとの共同研究も主導してきた実績があり、技術的知識、研究開発に対する見識やネットワークを有していることから、同氏の監督・助言を通して、当社の研究開発を加速させ、同氏の知識・経験・能力を当社の経営に反映して頂くため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	—	1	2	—	—	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	—	1	2	—	—	社外取締役

補足説明

当社は経営陣幹部・取締役の指名や報酬などの特に重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与・助言を得ることによる取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任の強化を目的として、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。
当社の指名報酬委員会は、社外取締役 渡部珠雄を委員長とし、代表取締役社長 松本正、社外取締役 岩崎俊男の3名で構成されております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、

- ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）
- ・定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化を連携して行い監査の質的向上を図っております。

監査役及び内部監査部門は、

- ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）
- ・業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況
- ・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等

について連携して監査を実施しております

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
饗庭 由理子	弁護士													
石野 修一	他の会社の出身者													
浦田 千嘉男	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
饗庭 由理子		饗庭 由理子氏は 2006 年 6 月より当社監査役を務めております。同氏がパートナーを務める桃尾・松尾・難波法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、同氏自身が顧問として関与したことはございません。	人格、見識ともに優れ、当社の適正なコーポレート・ガバナンスを構築し、監査体制を引続き充実・強化することを期待して社外監査として選任しております。
石野 修一	○	特記すべき事項はありません。	製薬企業における豊富な事業開発の経験、その経歴を通じて培った製薬業界における知識・見識があり、人格、見識ともに優れ、当社の適正なコーポレート・ガバナンスを構築し、監査体制を引続き充実・強化することを期待して社外監査として選任しております。

			また、同氏は当社が定める独立役員の基準を満たしていると判断しております。
浦田 千嘉男	○	特記すべき事項はありません。	製薬企業における医薬品の営業販売部門から企画管理・マーケティング部門までの豊富な経験に加え、米国 MBA の取得、海外駐在時における経営経験による、国際基準の幅広い識見を有しております。これらの経験と識見により、監査役として中立的かつ客観的な視点で、健全かつ適切な運営を目指す当社取締役の職務執行を監査する人材として適任と判断した為、社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社が定める独立役員の基準を満たしていると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

<p>当社は、現在は未上場会社であるため独立役員を有していませんが、上場後は一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段の一つとして、独立役員を 2 名以上届け出る予定であります。</p> <p>当社は社外取締役の「独立性基準」を以下のとおり定め、独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定する方針です。</p> <p><独立性基準></p> <p>次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。</p> <p>(1) 当社の業務執行者（過去 10 年以内に業務執行者であったものを含む）</p> <p>(2) 当社の主要株主またはそれに所属している者（過去 1 年以内に該当したものを含む）</p> <p>(3) 当社の会計監査人または会計監査人の業務に従事する従業員</p> <p>(4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注 1）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）</p> <p>(5) 10 年以上継続して就任している当社の取締役または監査役</p> <p>(6) 当社が寄付を行っている先の業務執行者又はその出身者</p> <p>(7) 主要な取引先（注 2）もしくはその業務執行者</p> <p>(8) 当社を主要な取引先とする者（注 3）もしくはその業務執行者</p> <p>(9) 上記（1）～（8）に掲げる者の配偶者、二親等内の親族または同居の親族。</p> <p>（注） 1（個人の場合）3 事業年度の平均で年間 1,000 万円以上 （団体の場合）3 事業年度の平均で総収入の 2%以上 2 当社の売上高の 2%以上の支払いを当社に行ったもの 3 相手方の連結売上高の 2%以上の支払いを当社が行ったもの</p>

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対するインセンティブ付与を目的として、新株予約権方式によるストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の取締役、従業員に対して、業績向上に対するインセンティブ付与を目的として、新株予約権方式によるストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>当社の取締役の報酬は、固定の「基本報酬」のみとし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合的に考慮して取締役会から諮問を受けた指名報酬委員会が審議し、取締役会へ答申した上で取締役会で決定されます。また、業績連動報酬等については、導入しないこととしております。株主総会の決議による報酬年額は、取締役 60,000 千円以内、監査役 40,000 千円以内（いずれも2004年12月10日開催臨時株主総会決議）となっております。</p> <p>非金銭報酬等として、取締役に対して、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、不定期に、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストックオプション（新株予約権）を付与します。個別の取締役に付与するストックオプションの個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して決定することとしております。</p>

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役を含む各取締役（含む監査役）との日程調整、議案の確認等の取締役会の運営実務は管理部が行っており、欠席役員に対する取締役会の内容伝達等も同部署が担当しております。毎回の取締役会開催にあたっては、当該決議・報告にかかる資料等を事前に配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。</p> <p>a. 取締役会 当社の取締役会は取締役6名により構成されており、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催して経営上の重要な意思決定並びに業務の進捗状況の確認、予算統制等を行っております。当社は取締役会の業務執行に対する監督機能をコーポレート・ガバナンスの最重要点のひとつと位置付けており、これを実効あらしめるためにも、6名の取締役のうち、常勤で業務執行を行う取締役3名に対して、残る3名を非常勤の社外取締役とし、医薬品開発事業に精通する人物を登用しております。</p> <p>b. 監査役会 監査役会は取締役の職務執行を監督する重要な機関であり、監査役会は毎月1回開催するとともに</p>

必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は全員（3名）が社外監査役で構成されており、監査役は原則として全ての取締役会に出席し、またその他の社内の重要な会議にも随時出席して業務や財産の状況を調査し、取締役の職務執行を監査しております。

c. 経営戦略会議

経営戦略会議は、業務執行取締役及び執行役員以上の職位の者で構成され、月次決算に関する事項や医薬品開発の進捗状況、その他重要な業務の進捗状況の報告を行い、また、取締役会に上程する事項、その他経営に関する重要な事項を審議するため、毎月1回開催しております。

d. 指名報酬委員会

当社は経営陣幹部・取締役の指名や報酬などの特に重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与・助言を得ることによる取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任の強化を目的として、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。

d. 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役及び監査役との間で、任務を怠ったことによつて当社に損害賠償責任を負う場合は法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款で定めており、社外取締役及び監査役と当該契約を締結しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為に起因する役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、社外取締役及び監査役の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、柔軟かつ迅速な意思決定を図り、かつ経営の透明性・健全性を確保するために有効であると判断し、上記のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるように、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討すべき課題として考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題として考えております。
その他	定時株主総会の開催に引き続き、株主向けの経営報告会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ内に IR 専門サイトを開設し、当該 IR 専門サイトにおいて公表する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を定期的実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向け説明会を定期的実施する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けに説明会を定期的実施することを検討しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ内に IR 専門サイトを開設し、IR 資料を掲載する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部が IR 担当の部署、取締役管理部長が IR 担当責任者となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は顧客、取引先、株主等当社のステークホルダーとの関係を重視し、ステークホルダーを尊重しております。「会社情報開示規程」に基づき、適切な情報開示を行ってまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき課題として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「会社情報開示規程」及び「インサイダー取引防止規程」を定めており、ステークホルダーに対して適時・適切な情報開示を行うことを定めております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法 362 条第 4 項第 6 号に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」において、業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全の 4 つの目的の達成に努めることを基本原則とした「内部統制に係る基本方針」を 2006 年 6 月 28 日開催の取締役会にて定める決議を行い、2012 年 9 月 10 日、2013 年 10 月 8 日、2022 年 9 月 14 日に改訂しております。現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っており、その概要は以下のとおりです。

a 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

業務の適法性・効率性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、「取締役会規程」、「監査役監査基準」、「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」等により、各組織の役割及び責任を明確にし、法令及び定款遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

また、内部監査人は、「内部監査規程」に従い、代表取締役に対し、内部監査の結果及び改善勧告

<p>に基づく改善状況の結果を報告する。</p> <p>b 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項 取締役、執行役員及び使用人など当社内の全ての者を対象として、「文書管理規程」を定め、全ての職務の執行に係る情報の取扱・管理・保存等が適切に行われることを徹底とする。</p> <p>c 損失の危険の管理に関する規定その他の体制に関する事項 組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行い、各部署に付随するリスク管理は当該部署が行い、事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万が一不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめるための体制を整えることとする。</p> <p>d 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項 当社の組織体制や取締役及び執行役員の職務に係る「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>e 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当社使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役が必要とした場合、合理的な範囲で監査役の職務を補助する使用人をおくこととする。また、監査役の職務補助者としての当該使用人の職務に関しては、取締役の指揮命令を受けないものとするほか、取締役及び執行役員は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、当該使用人の取締役からの独立性の確保に留意するものとする。</p> <p>f 取締役、執行役員及び使用人の監査役への報告体制その他の監査役への報告体制に関する事項 全ての取締役、執行役員及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役又は監査役会に報告を行うものとする。また上記にかかわらず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役、執行役員又は使用人に報告を求めることができるものとする。</p> <p>g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項 代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、自らの職責として監査の環境整備に努めるものとする。</p> <p>h 反社会的勢力を排除するための体制の整備 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断し、これらの圧力に対しても、警察や顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携して、毅然とした態度で臨むこととする。また、当社は「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力の排除に関する対応部署を設置し、反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを全社員に周知徹底する。</p>

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社の代表取締役社長である松本正は、かねてより反社会的勢力との関係を徹底的に排除するという確固たる信念を有しており、現在まで反社会的勢力との関係は一切ありません。 当社ではコンプライアンス遵守を実現するために、「反社会的勢力対策規程」を2007年10月12日に制定し、常に社会的常識を備えた行動を心がけ、反社会的勢力との一切の関係を遮断するよう努めております。</p>

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—

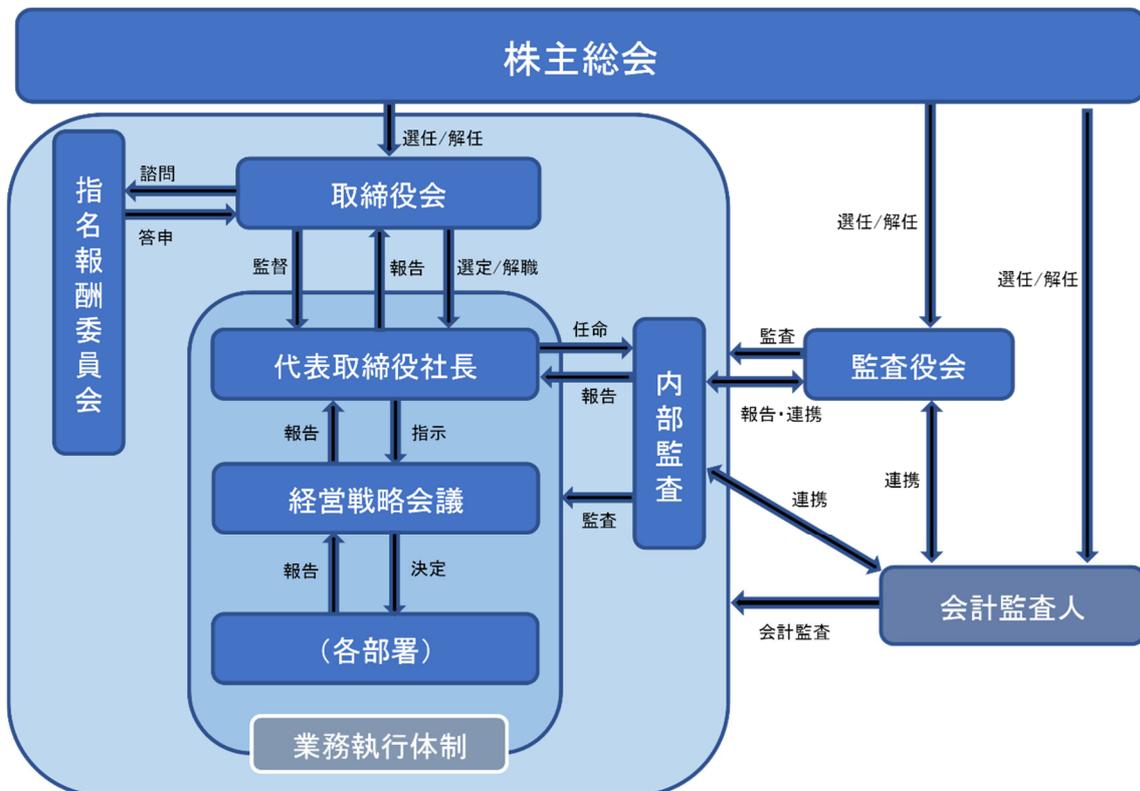
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

代表取締役社長 松本 正は2017年3月にテラ株式会社(株)の社外取締役役に就任しました。2018年6月に当時のテラ株式会社(株)社長による株式売却手続の法令違反及び社内規程違反等の疑義が生じたため、松本を含む社外役員が主導して取締役会で第三者委員会の設置と原因究明を決議し、同年9月に調査報告書を受領しました。しかし、松本と社内役員では調査報告書の解釈に相違があり、松本が求めた改善が見られなかったため、2019年3月に松本は退任しました。なお、松本以外の社外役員についても全員同月に退任しております。

その後生じたCENEGENICS JAPAN株式会社とのメキシコにおける開発計画は、退任後1年経過して新体制の元で発生したものであり、松本は関知していません。

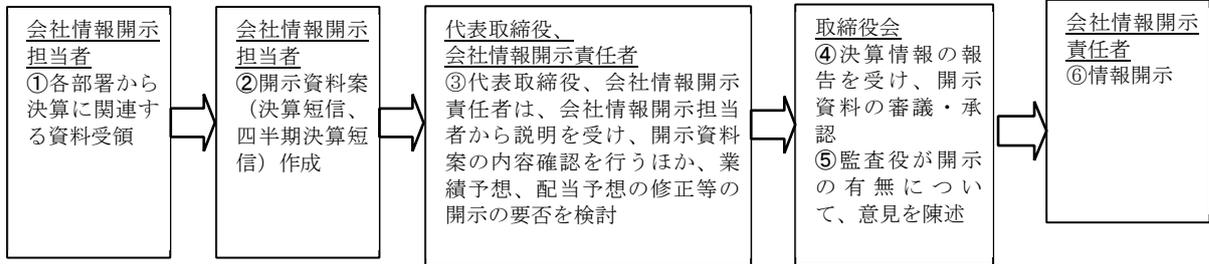
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の様式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】

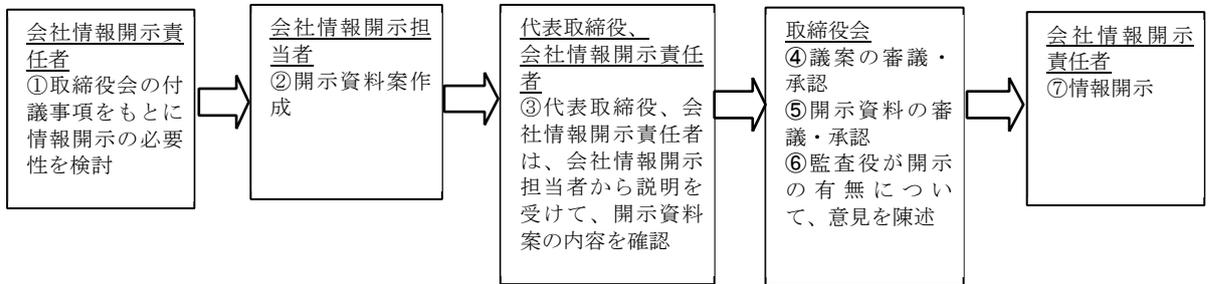


【適時開示体制の概要（模式図）】

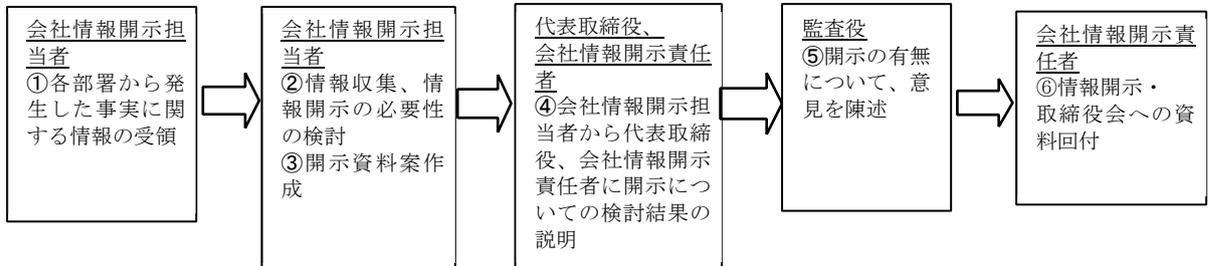
・ 決算情報及び業績予想、配当予想の修正等の情報



・ 決定事実



・ 発生事実



以上